

木更津市国民健康保険税率改定計画 新旧対照表

第2 本市の国民健康保険の現状

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
2ページ 1. 被保険者数 図表1	令和7年度の被保険者数を追加		図表整理
2ページ 2. 財政収支等の状況 図表2	平成28年度決算を削除し、令和6年度決算を追加		図表整理
3ページ 3. 保険税の賦課方法 1行目	本市の賦課方式（医療保険分）は、	本市の賦課方式（医療分）は、	文言整理
3ページ 3. 保険税の賦課方法 図表3	令和7年度の保険税率及び限度額に変更		図表整理
3ページ 4. 保険税の収納率 2行目	年々収納率が <u>向上</u> し、	年々収納率が <u>上昇</u> し、	文言整理
3ページ 4. 保険税の収納率 図表4	令和元年度収納率を削除し、令和6年度収納率を追加		図表整理
4ページ 5. 一人当たりの医療費 図表5	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の木更津市の一人当たりの医療費を追加 ・令和5年度の千葉県及び全国の一人当たりの医療費を追加 		図表整理

第3 保険税率の決め方

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
5ページ 1. 被保険者数等の見通し ①将来推計人口 1行目	総人口は横ばいで推移するものの <u>20歳未満人口</u> が減少し、	総人口は横ばいで推移するものの <u>未成年人口</u> が減少し、	文言整理
5ページ 1. 被保険者数等の見通し ①将来推計人口 図表6	図表6に令和7年10月1日時点の木更津市住民基本台帳人口を追加		図表整理
5ページ 1. 被保険者数等の見通し ①将来推計人口 図表6 出典	令和5年度～令和7年度 木更津市住民基本台帳人口（10月1日時点）	令和5年度・令和6年度 木更津市住民基本台帳人口（10月1日時点）	文言整理
6ページ 1. 被保険者数等の見通し ②被保険者数の見通し 図表7	図表7に令和7年10月1日時点の被保険者数を追加		図表整理
9ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 図表11	区分：子ども分を追加 年度：平成30年度及び令和8年度を追加		図表整理
10ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 図表12	区分：子ども分を追加 年度：令和元年度を削除し、令和8年度を追加		図表整理

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
10ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 1～2行目	令和6年度において、千葉県が公表している市町村標準保険税率が著しく引き上げられたことから、	令和6年度において、千葉県が公表している市町村標準保険税率が著しく上昇したことから、	文言整理
11ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 図表13	千葉県が令和8年度市町村標準保険税率（市町村算定方式）を策定したことにより、図表13を改定（子ども分を追加）		図表改定
11ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 1～3行目	令和8年度については、目標の最終年度である令和11年度までに4年度ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ4分の1ずつ近づけるよう税率を改定します。	令和7年度については、目標の最終年度である令和11年度までに5年度ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ5分の1ずつ近づけるよう税率を改定します。	文言整理
11ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 6～11行目	仮に、令和8年度市町村標準保険税率が、 ・医療分 所得割率 8.20% 均等割額 18,000円 平等割額 22,000円 ・支援金分 所得割率 2.80% 均等割額 16,000円 ・介護分 所得割率 2.20% 均等割額 20,000円 ・子ども分 所得割率 0.40% 均等割額 2,000円 18歳以上均等割額 200円 のとおり、改定された場合は、図表14のとおり改定計画を改めます。	仮に、令和7年度市町村標準保険税率が、 ・医療分 所得割率 8.60% 均等割額 20,000円 平等割額 24,000円 ・支援金分 所得割率 3.00% 均等割額 16,000円 ・介護分 所得割率 2.40% 均等割額 18,000円 のとおり、改定された場合は、図表14のとおり改定計画を改めます。	文言整理

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
12ページ 5. 本市における保険税率の今後のあり方 図表14	図表13で保険税率を改定し、また、仮定の税率等を変更したため図表14を改定（子ども分を追加）		図表改定

第4 財政調整基金の取扱い

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 9行目	広域化後は、医療費の全額が千葉県から普通交付金として交付されることとなりましたので、赤字になる最大要因はなくなり、保険税の収納率も年々向上していることから令和元年度以降は黒字になっており、歳入と歳出の差額である決算剰余金を基金に積み立てています。	広域化後は、医療費の全額が千葉県から普通交付金として交付されることとなりましたので、赤字になる最大要因はなくなり、保険税の収納率も年々上昇していることから令和元年度以降は黒字になっており、歳入と歳出の差額である決算剰余金を基金に積み立てています。	文言整理
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和6年度 積立額	<u>102,379,643円</u>	<u>102,274,563円</u>	令和7年2月に計画を改訂した後に、基金利子105,080円を繰り入れたことによる
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和6年度 増減額	<u>▲74,464,357円</u>	<u>▲74,569,437円</u>	令和7年2月に計画を改訂した後に、基金利子105,080円を繰り入れたことによる

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和6年度 年度末残高	<u>408,307,761円</u>	<u>408,202,681円</u>	令和7年2月に計画を改訂した後に、基金利子105,080円を繰り入れたことによる
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和7年度 年度初残高	<u>408,307,761円</u>	<u>408,202,681円</u>	令和6年度年度末残高の訂正による
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和7年度 積立額	17,853,610円		令和6年度決算余剰金のうち、基金積立額の計上による
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和7年度 取崩額	<u>117,806,000円</u>	<u>224,983,000円</u>	令和8年3月補正予算による
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和7年度 増減額	<u>▲99,952,390円</u>	<u>▲224,983,000円</u>	積立額の増額及び取崩額の減額による

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 令和7年度 年度末残高	308,355,371円	183,219,681円	積立額の増額及び取崩額の減額による
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15	令和8年度を追加し、令和8年度当初予算（案）時点における年度初残高、取崩額、増額額及び年度末残高を記載		図表整理
13ページ 1. 財政調整基金の繰入れ 図表15 備考	令和7年度取崩額 令和8年3月補正予算 令和8年度取崩額 令和8年度当初予算（案）	令和6年度取崩額 令和7年3月補正予算 令和7年度取崩額 令和7年度当初予算（案）	文言整理
14ページ 2. 今後の財政調整基金の考え方 13～16行目	図表11のとおり、千葉県に支払う納付金は年度平均で約34億5千万円であり、その2割分は約6億9千万円となります。そのため、原則として、基金残高が6億9千万円を上回る場合には、その金額を保険税で賄うべき収入に充当し、保険税率を決定するものとします。	図表11のとおり、千葉県に支払う納付金は年度平均で約35億円であり、その2割分は約7億円となります。そのため、原則として、基金残高が7億円を上回る場合には、その金額を保険税で賄うべき収入に充当し、保険税率を決定するものとします。	年度平均が変更したため
14ページ 2. 今後の財政調整基金の考え方 17～20行目	令和6年度以降は県内保険税率の統一化に向けて、この改定計画で示した保険税率を設定することとしますが、令和6年度は令和5年度と比較すると急激に市町村標準保険税率が引き上がったため、改定計画で示した保険税率を設定しつつ、基金を充当することで納める保険税額が急激な増額にならないように配慮します。	令和6年度以降は県内保険税率の統一化に向けて、この改定計画で示した保険税率を設定することとしますが、令和5年度と比較すると急激に市町村標準保険税率が上昇したため、改定計画で示した保険税率を設定しつつ、基金を充当することで納める保険税額が急激な増額にならないように配慮します。	文言整理

改訂箇所	新（令和8年2月改訂）	旧（令和7年2月改訂）	改訂理由
14ページ 2. 今後の財政調整基金の考え方 24～25行目	そのため、基金を使いきった場合には、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入額に不足が生じないよう保険税率を改定することとします。	そのため、基金を使いきった場合には、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入額に不足が生じないよう保険税率を設定することとします。	文言整理